

2023年度 第415回教育研究審議会議事要録

日時 2023年12月26日(火) 16:15～16:24
場所 遠隔会議 (Teamsを使用)
出席者 柳井学長、漆原副学長、上江洲副学長、内田副学長、後藤副学長、中本事務局長、
武井外国語学部長、田村経済学部長、児玉文学部長、中村法学部長、中武国際環境工学部長、
西田地域創生学群長、田島大学院社会システム研究科長、松永大学院マネジメント研究科長、
寺田学生部長、狭間教務部長、廣渡基盤教育センター長、篠崎入試センター長、
井上環境技術研究所長、二宮図書館長

配布資料 1 教員採用選考報告書 (外国語学部)

第1号 教員の採用について

* 資料1のとおり、第415回教育研究審議会にて承認された外国語学部英米学科の通訳教育、国際教育担当教員人事について、採用候補者(柴田弓子氏)の任用職を助教ではなく講師とすることについて提案。

○ 本件は、前回の第415回教育研究審議会にて、既に承認されている事案ではあるが、教員の採用及び昇任に関する資格選考規程の第1条第2項によると、決定するのは理事長である。本件はまだ理事長決定に至っていないため、議論の余地はあると考えた。とはいえ、教育研究審議会の決定は重いものであり、このように再審議を行うケースは例外中の例外として取扱うこととしたい。

前回の教育研究審議会では、OD期間について、博士後期課程へ入学した2022年10月から数え、採用時に5年のOD期間を満たさないことから任用職を助教とした。特任准教授として勤務を始めた2021年4月から数えると採用時に5年のOD期間を満たすため講師として採用できるが、同時点で採用候補者は研究業績が乏しく、博士後期課程を修了していない。OD期間は、間断なく研究を行った期間として博士後期課程へ入学した2022年10月から数えることが妥当だと判断した。

しかし、教員の採用及び昇任に関する資格選考規程第4条第3項及び第4項によると、講師となることのできる者とは修士の学位を有するものと記載があり、採用候補者はこれを満たしている。また、研究業績の解釈について、資格選考規程第4条第1項には「公表された著書、論文その他の学問的研究業績」との記載にとどまり具体的記載はない。このため、今回は採用候補者が博士後期課程入学前に2本目の論文を発表していること及び6回の学会発表を行っていることをふまえると、特任准教授としての期間も研究活動を継続してきたと判断できると考えられる。そこで、OD期間を2021年4月から数え、講師として採用したい。改めて審議をお願いしたい。

【議長】 提案について、承認してよろしいか。

【委員全員】 (異議なし)